

## 市民税・県民税の申告をお忘れなく！！

平成27年度（平成26年分）の市民税・県民税の申告を3月16日(月)まで受付しています。申告が必要な方は忘れずに手続きをしましょう。地区別の受付日時や場所などは、広報1月号と同時配布した「平成27年度市民税・県民税申告のお知らせ」や市ホームページをご覧ください。

\*「平成27年度市民税・県民税申告のお知らせ」は、税務課や各総合支所の窓口にも備え付けてあります。

### 申告にお出での際の注意点

- ①印鑑を必ず持参してください。
- ②領収書類は、あらかじめ整理し、合計金額を算出してきてください。
- ③給与や公的年金の「源泉徴収票」は、金額にかかわらず、発行されたものすべてを持参してください。
- ④その他、申告の際に必要なものは「平成27年度市民税・県民税申告のお知らせ」に掲載されていますのでご確認ください。

### ご不明な点については、お問い合わせください

税務課 内線2227／金木総合支所総合窓口係 内線3114／市浦総合支所総合窓口係 内線4066

## 防災施設を整備しました

### 津波避難タワー



▷磯松地区津波避難タワー  
所在地 磯松磯野186の1（磯松コミュニティセンター敷地内）  
収容人数 約100名



▷十三地区津波避難タワー  
所在地 十三深津210（十三コミュニティセンター敷地内）  
収容人数 約100名

津波避難タワーとは、地震が発生してから津波が到達するまでの間に、安全な場所へ避難するのが困難な際に、緊急的な一時避難場所（指定緊急避難場所）として活用するための施設です。

当市では、市浦地区において津波の被害が想定されており、津波が発生した際の指定緊急避難場所として、磯松地区と十三地区に津波避難タワーを建設しました。

付近の住民の方は、津波避難タワーの場所を確認して、津波が発生した際にすぐ避難できるように備えましょう。また、ハザードマップや市ホームページ等で今一度、避難所や避難経路を確認しましょう（指定避難所および指定緊急避難場所は、市ホームページのほか、平成26年広報ごしよがわら10月号でも確認することができます）。

問 市浦総合支所庶務係 内線4016

### 防災倉庫



中央四丁目に、防災資機材を保管するための防災倉庫を建設しました。この倉庫には、土嚢等の水防資機材や避難所で使用する毛布、発電機等の防災資機材を備蓄しています。

災害発生時には、より迅速な資機材の供給ができます。

問 総務部総務課 内線2116